池袋駅西口地区のまちづくりについて

1. 都市再生特別地区(池袋駅西口地区)の都市計画(素案)の提案について

池袋駅西口地区(西池袋一丁目1番の一部、8番の一部、12~20番、26~28番の約6.1ヘクター ルの区域) は、特定都市再生緊急整備地域内にあり、令和4年10月14日に開催された東京圏国家 戦略特別区域会議にて東京都 都市再生プロジェクトに追加されています。

このたび、池袋駅西口地区市街地再開発準備組合 及び 東武鉄道株式会社より、当地区にお ける都市再生特別地区の都市計画(素案)提案がなされ、令和6年3月25日に開催された東京圏 国家戦略特別区域会議に設置されている東京都都市再生分科会において、都市計画(素案)が 審議され、翌26日に内閣府ホームページにて公表されました。

これを受けて区は、都市計画法第16条第2項に基づき、池袋駅西口B地区 地区計画の都市計 画原案を作成しましたので、公告・縦覧を行ないます。また、地区計画内の土地建物所有者及 び利害関係人を対象とした意見書募集を行ないます。なお、本地区計画の都市計画原案は、提 案された都市計画(素案)からの変更はありません。

■位置図



■まちづくりの経緯

平成19年度~	池袋駅西口まちづくり勉強会
平成21年度~	池袋駅西口地区まちづくり協議会
平成27年度~	池袋駅西口地区市街地再開発準備組合設立
平成28年度	事業協力者の承認
令和4年10月	東京圏国家戦略特別区域の東京都都市再生プロジェクトに追加
令和6年3月	東京圏国家戦略特別区域会議に設置された東京都都市再生分科会の開催・ 都市計画(素案)の公表

2. 地区計画の都市計画(原案)の縦覧、意見書募集について

地区計画の都市計画(原案)について、公告、縦覧、意見書の募集を行ないます。 なお、池袋駅西口B地区地区計画の区域変更に伴い、池袋駅西口A地区地区計画も変更します。

・都市計画原案の種類

池袋駅西口 B地区地区計画(資料第2号)

池袋駅西口A地区地区計画(資料第3号)

・縦覧場所・意見書提出先 豊島区都市整備部都市計画課(豊島区役所6階)

・縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

公告の日の翌日から起算して三週間

地区計画区域内の土地建物所有者及び利害関係人

・意見書の提出期間

・意見書を出せる方

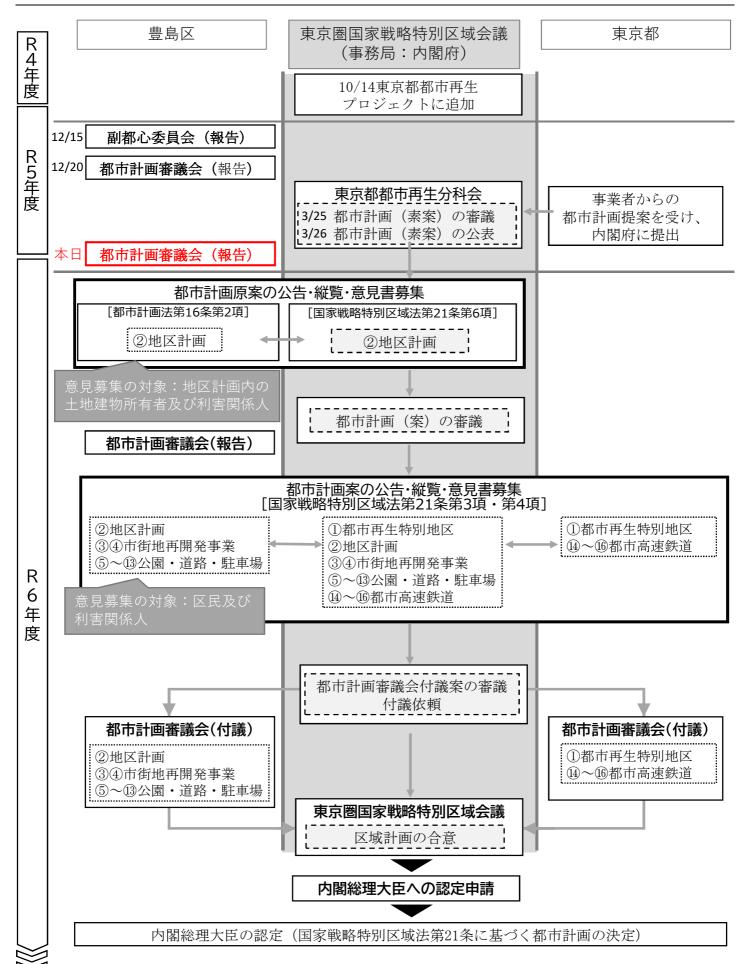
3. 都市計画(素案)の概要について

• 参考資料第1号 都市再生特別地区(池袋駅西口地区)都市計画(素案)の概要

参考資料	复科第15 都中野土特別地区(他表劇的日本 名称	概要(抜粋)				
沙方共和	12101	1.容積率の最高限度 約1430%				
 第2-1号	東京都市計画都市再生特別地区の変更(素案)	2.建築物の高さの最高限度				
7,14———	①都市再生特別地区(池袋駅西口地区)【都決定】 	A:220m、B:270m、C:185m 3.壁面の位置の制限				
		1.区域・面積の変更 約9.1ha→約10.2ha				
生っ つロ	 東京都市計画地区計画の変更(素案)	2.区域の整備・開発及び保全に関する方針 地区施設・建築物等の整備の方針				
第 ∠-2亏	②池袋駅西口B地区地区計画【区決定】	地区施設・建築物等の登幅の方針 3.地区整備計画				
	※都市計画原案の公告・縦覧・意見書募集を実施	地区施設の配置及び規模、地区区分				
	 東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定	1.施行区域 約4.5ha 2.公共施設の配置及び規模				
第2-3号 第2-4号 第2-6号	(素案)	道路、都市高速鉄道、公園、駐車場				
x12 3 5	③池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業 【区決定】	3.建築物の整備 建築面積、延べ面積、主要用途、高さの限度				
		4.建築敷地の整備 建築敷地面積				
	 東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定	1.施行区域 約1.6ha				
第2-4号	(素案)	2.公共施設の配置及び規模 道路 3.建築物の整備				
第2-1号 第2-3号 第2-4号 第2-6号 第2-6号 第2-8号	④池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業 【区決定】	建築面積、延べ面積、主要用途、高さの限度				
	またができる 東京都市計画公園の変更(素案)	4.建築敷地の整備 建築敷地面積 1.区域の変更				
第2-5号	⑤第8·2·18号池袋西口公園【区決定】	1.区域の支史 2.面積の変更 約0.4ha→約0.5ha				
	東京都市計画道路の変更(素案) 【区決定】					
		1.交通広場の設置 面積約14,700m				
	 ⑥幹線街路補助線街路第78号線	2.起点位置の変更 西池袋三丁目地内 3.延長の変更 約820m→約870m				
		4.一部区域の変更 西池袋三丁目地内				
		5.車線の数の決定 4車線 1.延長の変更 約1,210m→約1,110m				
	 ⑦幹線街路補助線街路第173号線	1.延長の変更 約1,210mラ約1,110m				
第2-6号	少针脉性的性的脉性的结形 /3 芍脉	3.一部区域の変更 西池袋一丁目地内 4 声線の数の決定 2声線(無息区内)				
		4.車線の数の決定 2車線(豊島区内) 1.一部区域の変更				
	⑧池袋駅付近広場第2号線 	2.名称の変更(→補助線街路第78号線)				
	⑨池袋駅付近街路第4号線	1.一部区域の変更 2.名称の変更(→補助線街路第78号線)				
	 ⑩池袋駅付近街路第5号線	廃止				
	①池袋駅付近地下道第3号線	廃止				
	⑫池袋駅付近地下道第4号線	廃止				
#2 FF	 都市計画駐車場の変更(素案)	1.区域の変更				
弗 2-7号 	③第29号池袋西口駐車場【区決定】	2.面積の変更 約0.57ha→約0.93ha 3.構造・階数の変更 地下2~3層→地下5層				
笠 0日	 都市高速鉄道の変更(素案)					
弟Z-8号 	⑭都市高速鉄道第4号線本線【都決定】	立体的な範囲の設定(面積約850㎡)				
第2-9号	都市高速鉄道の変更(素案) ⑤都市高速鉄道第8号線本線【都決定】	立体的な範囲の設定(面積約110㎡)				
佐 2 10日	都市高速鉄道の変更(素案)	上上455×55cm のこにナノディキャト 4 m へ 2 \				
第2-10号	⑥都市高速鉄道第13号線【都決定】	立体的な範囲の設定(面積約470㎡)				

4. 都市計画決定までの手続きの流れ(時期は、国・都と調整して進めていきます)

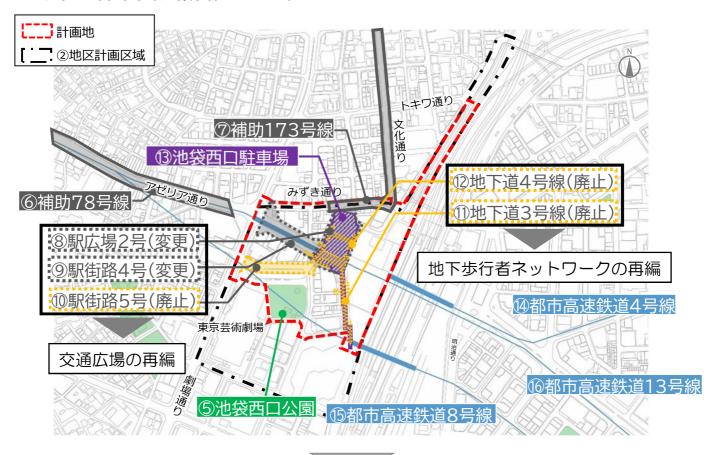
※国家戦略特別区域会議が区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める



※池袋駅西口A地区地区計画の都市計画変更手続きを並行して行います。

※詳細は各都市計画図書を参照

■現在の都市施設(概略イメージ)



■将来の都市施設(概略イメージ)



5. 都市計画(原案)の概要 【池袋駅西口B地区地区計画】 ※下線部:変更箇所

○ 地区計画の目標

さらに、令和6年の「池袋駅コア整備方針2024」で具現化された、池袋駅コアエリアにおいて一体的に整備すべき都市機能及び4つの整備項目を踏まえ、池袋駅西口B地区は、これまで集積した機能を活かしつつ、街区再編を推進し、東京芸術劇場や池袋西口公園等の既存施設や公共的空間との連携を強化することで、文化・芸術の情報発信・育成・交流、にぎわいを形成する商業機能の充実を図る。また、駅関連施設の更新や周辺市街地の再編に併せて、段階的に地区整備計画の策定を進めることで、東西連絡通路と駅前広場及び地上部との連続性・一体性に配慮した安全安心で快適な歩行者空間を創出し、デッキ・地上・地下レベルでの歩行者ネットワークを形成する。これにより、池袋副都心の再生に向けた、池袋の玄関口にふさわしいウォーカブルかつ良好な景観形成を図るとともに、国内外の人々が安全かつ安心して楽しめ、にぎわいあふれるターミナル拠点の形成を図ることを目標とする。

○ 土地利用の方針

池袋駅前広場、劇場通りなどの沿道では、「国際アート・カルチャー都市」の玄関口として、文化・芸術機能や、業務、商業、観光、宿泊、住宅等機能を誘導し、魅力ある複合市街地の形成を図る。地区全体では、街区再編の推進や、駅施設及び<u>交通広場、</u>周辺市街地の再編に併せた、地域の回遊性、利便性、防災性の向上に資する東西連絡通路及び駅とまちとをつなぐ駅まち結節空間、地上部の歩行者空間の創出による、安全安心で快適な歩行者ネットワークの強化とともに、池袋の玄関口にふさわしい、ウォーカブルかつ良好な街並みの形成を図る。

B-1地区においては、都市再生特別地区、市街地再開発事業等の制度を活用し以下の通り土地の有効利用を 図る。

【B-1地区】

- ・駅からまちへ歩行者を誘導する結節空間と駅東西のネットワークを強化する歩行者空間を整備する。
- ・街区再編による駅前交通機能の強化及び連続的な歩行者空間を整備する。
- ・賑わいや憩いを創出し、アート・カルチャー活動に資する歩行者空間を整備する。
- <u>・多様な商業と新たなビジネスを生みだす業務機能、芸術・文化活動や業務機能をサポートする住宅機能を整</u>備する。
- <u>・周辺のアート・カルチャー施設への回遊を促進させる情報発信施設やアート・カルチャー分野の裾野拡大に寄</u> 与する育成支援施設を整備する。
- ・国内外から多様な来街者を受け入れる宿泊機能を整備する。

○ 地区施設の整備の方針

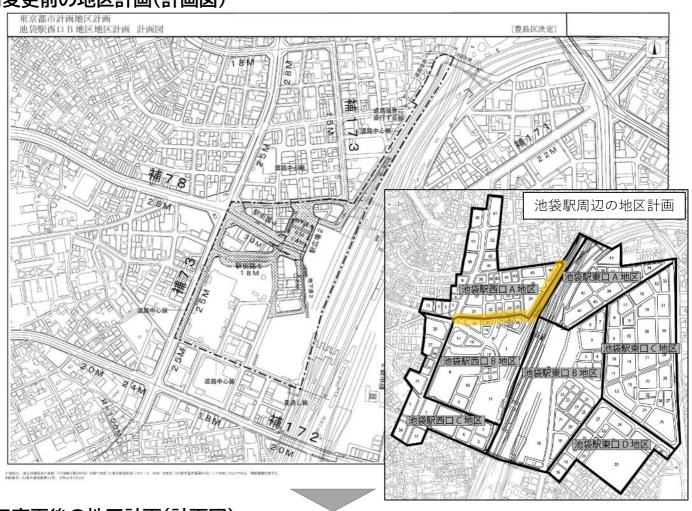
1)広場の整備方針

- ・駅からまちヘシームレスにつながり、歩行者の滞留・回遊性を向上させる広場を整備する。
- ・駅利用者とアート・カルチャーの出会いの場として、東京芸術劇場や池袋西口公園と一体となった広場を整備する。 ・東武東上線の線路上空には、多様な世代がアート・カルチャーに触れることができる滞留・誘導・交流機能を備え、 周辺区道とも接続した広場を整備する。
- ・駅東西の連絡機能の強化及び地下通路の一部混雑緩和に資する東西連絡通路(北デッキ)や東西を結ぶ池袋駅 の地下通路と、再整備される幹線街路補助線街路第78号線(交通広場部分)を接続し、駅からまちへ人を出し 回遊性を高める駅まち結節空間として、立体広場空間を整備する。
- 2)その他の公共空地の整備方針
- ・池袋駅の北地下通路とウイロードや区道11-12を結ぶ歩行者ネットワークを形成するため、歩行者専用通路を整備する。
- <u>・デッキ・地上・地下レベルの利便性や快適性の高い歩行者ネットワークを形成するため、駅まち結節空間同士を接続する歩行者専用通路や、バリアフリー経路を含む歩行者専用通路を整備する。</u>
- ・歩行者の安全性・快適性の向上を図るため、劇場通り沿いに歩道状空地を整備する。

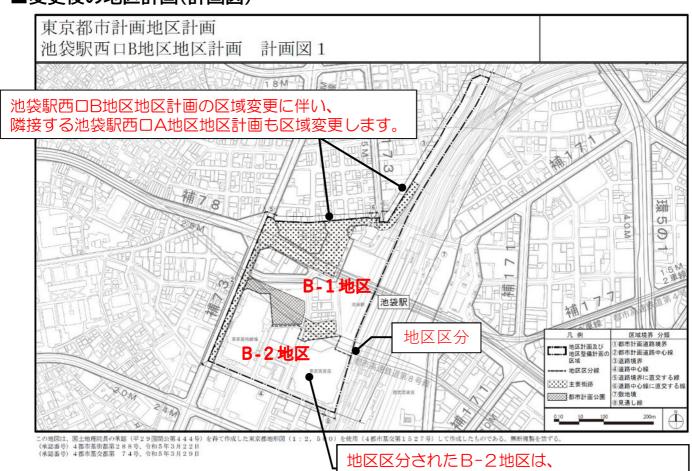
○ 建築物等の整備の方針

- 4)B-1地区は、安全で快適な歩行者空間を確保し、回遊性の向上を図るため、交通広場及び道路に面して壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
- 5)B-1地区は、環境負荷低減を図るため、再生可能エネルギーの有効活用や地域冷暖房施設、高効率な設備機器の導入等、環境に配慮した建築物とする。
- 6)B-1地区の東武東上線池袋駅構内に建築される建築物には、交通機能や安全性を確保するため、道路や地区施設に有効に連絡する通路を設ける。
- 7)東武東上線の線路上空に歩行者デッキ(人工地盤)を敷設して設ける広場は、工作物として整備するとともに、 広場上には滞留・誘導・交流機能を確保するため、植栽・アート等の修景施設、歩行者の回遊性と利便性を高め るための工作物を設ける。

■変更前の地区計画(計画図)



■変更後の地区計画(計画図)



現在の地区計画の制限から変更ありません。

■地区施設の整備



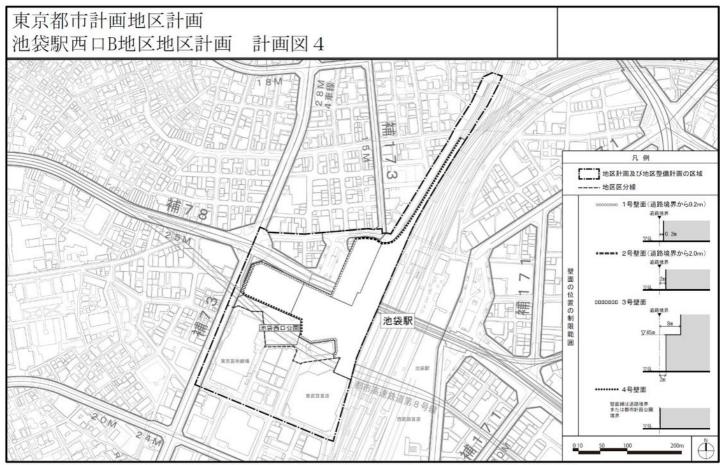
東京都市計画地区計画 1階レベル 池袋駅西口B地区地区計画 計画図3-2 (1階レベル) 28M 4車線 広場2号 広場 51 北側立体広場空間 広場3号 補78広場5号 広場4号 显 4 0 M O 広場7号 9 歩道状空地 1号 中央立体広場空間 歩行者専用通路9号 產 池袋駅 地区計画及び地区整備計画の区域 広場8号 地区区分線 步道状空地 広場6号 步行者専用通路 立体広場空間

この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図(1:2,500)を使用(4都市基交第1527号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承別条号) 4 都市業財務第988号 会和5年3月99日

(承認番号) 4都市基街都第288号、令和5年3月22日 (承認番号) 4都市基交都第 74号、令和5年3月29日



■壁面の位置の制限



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(1:2,500)を使用(4都市基交第1527号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 4都市基街箱288号、令和5年3月22日 (承認番号) 4都市基交都第 74号、令和5年3月29日

6. (参考)地区計画以外の都市計画(素案)の概要【区決定】

(1)第一種市街地再開発事業の決定(素案)

③池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業(抜粋) ○ 施行区域面積:約4.5ha

公共施設の配置及び規模 幹線街路補助線街路第73号線、第78号線、第173号線 道路

特別区道12-550、12-620

第4号線本線、第8号線本線、第13号線 都市高速鉄道

第8·2·18号池袋西口公園 公園 駐車場 第29号池袋西口駐車場

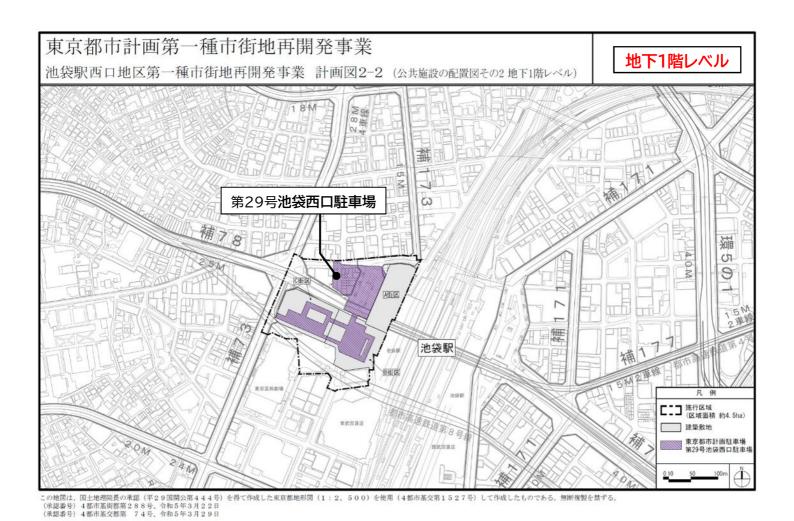
	街区	建築敷地面積	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の 高さの限度
建築物	А	約6,010㎡	約5,100㎡	約139,900㎡ [約122,600㎡]	事務所、商業施設、駐車場等	GL+220m (T.P.+33.0m)
の概要	В	約7,890㎡	約6,900㎡	約213,400㎡ [約177,900㎡]	事務所、商業施設、宿泊施設、 駐車場等	GL+270m (T.P.+33.0m)
	С	約6,850㎡	約5,500㎡	約141,600㎡ [約109,500㎡]	事務所、商業施設、宿泊施設、 共同住宅、駐車場等	GL+185m (T.P.+33.0m)

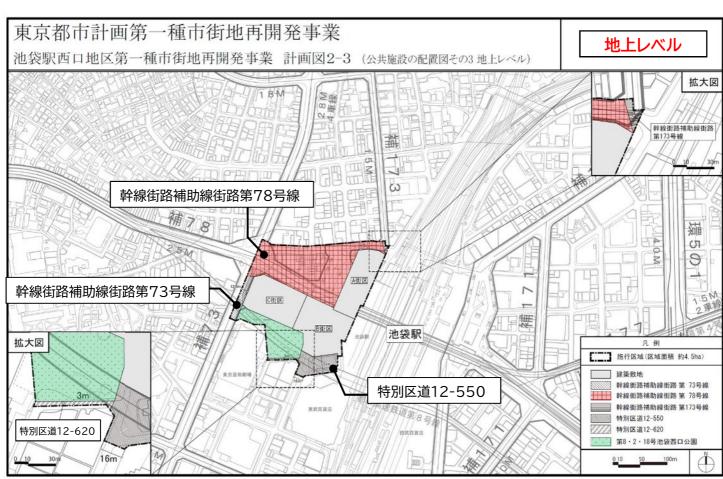
理由 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、「国際アート・カルチャー都 市」の玄関口として魅力ある複合市街地の形成、ウォーカブルかつ良好な街並みの形成を図 るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

■公共施設の配置図

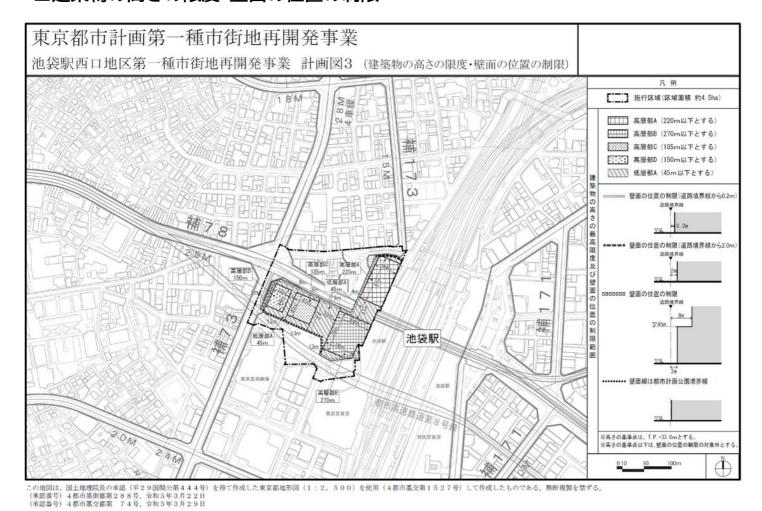


(承認番号) 4都市基街都第288号、令和5年3月22日 (承認番号) 4都市基交都第 74号、令和5年3月29日





■建築物の高さの限度・壁面の位置の制限



④池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業(抜粋)

○ 施行区域面積:約1.6ha

公共施設の配置及び規模

道路 特別区道11-12、12-140

建築物	建築敷地面積建築面積		延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の 高さの限度	
建築物の概要	約13,650㎡	約10,100㎡	約87,800㎡ [約67,600㎡]	商業施設 鉄道施設等	GL+60m (T.P.+33.0m)	

理由 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、池袋駅改良に合わせ、 駅及び東西のまちをつなぐ歩行者回遊性の向上を図るため、第一種市街地再開発事業を 決定する。

■公共施設の配置図



を得て作成した東京都地形図(1:2,500)を使用(4都市基交第1527号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■建築物の高さの限度・壁面の位置の制限

国土地理院長の承認 (平29国関公第444号)



この地図は、国土地理院長の承認 (平29国関公第444号) を得て作成した東京都地形図 (1:2,500) を使用 (4都市基交第1527号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 4都市基省部第288号、合和5年3月22日 (承認番号) 4都市基交都第 74号、合和5年3月29日

(2)都市計画公園の変更(素案) ⑤第8・2・18号池袋西口公園(抜粋)

種別 特殊公園

名称 第8·2·18号 池袋西口公園

位置 豊島区西池袋一丁目地内

面積 約0.5ha

備考 園路、広場、修景施設等

理由 池袋駅周辺の基盤整備として、アート・カルチャーを核とした公園の再編によるまちづくり を図るため、変更する。

変更概要 1. 区域の変更 計画図のとおり

2. 面積の変更 約0.4ha → 約0.5ha

※グローバルリングは、存置します。

■計画図



- この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2.500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)(MMT利許第05-K116-1号) (承認番号) 5都市基街都第96号、令和5年6月14日

(3)都市計画道路の変更(素案)・抜粋

- 6幹線街路補助線街路第78号線
- ⑦幹線街路補助線街路第173号線
- ⑧池袋駅付近広場第2号
- ⑨池袋駅付近街路第4号
- ⑩池袋駅付近街路第5号
- ⑪池袋駅付近地下道第3号
- 12池袋駅付近地下道第4号

揺		名称	位	置	区域		構造	構造			
別番号路線名		路線名 起点 終点		延長	構造 形式	車線 の数	幅員				
去人	5 - 2 7 0	補助線街路 第78号線	豊島区 豊島区 西池袋三丁目 西池袋五丁目		約870m	地表式	4車線	25m			
幹線街路	補78	その他		他袋三丁目及び豊 の交通広場を設け		目地内に					
		補助線街路 第173号線	豊島区 西池袋一丁目	板橋区 南町	約1, 110m	地表式	2車線	18m			

理由 まちに人を送り出すための基盤整備、居心地の良い空間づくり及び安心して暮らせる環境整備を行い、駅とまちが一体となった快適性、回遊性の高い都市空間を創出するため変更する。

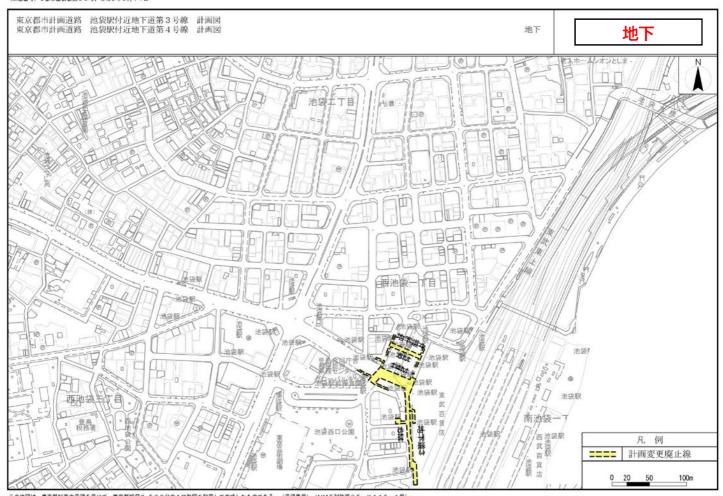
変更概要

名称	変更事項
⑥補助線街路第78号線	1.交通広場の設置 面積約14,700㎡ 2.起点位置の変更 西池袋三丁目地内 3.延長の変更 約820m→約870m 4.一部区域の変更 西池袋三丁目地内 5.車線の数の決定 4車線
⑦補助線街路第173号	1.延長の変更 約1,210m→約1,110m 2.起点位置の変更 西池袋一丁目地内 3.一部区域の変更 西池袋一丁目地内 4.車線の数の決定 2車線
⑧池袋駅付近広場第2号	1. 一部区域の変更 2. 名称の変更(→補助線街路第78号線)
⑨池袋駅付近街路第4号	1. 一部区域の変更 2. 名称の変更(→補助線街路第78号線)
⑩池袋駅付近街路第5号	1. 廃止
⑪池袋駅付近地下道第3号	1. 廃止
⑫池袋駅付近地下道第4号	1. 廃止

■計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都絡尺2,500分の1地部図を利用して作成したものである。(承認書号)(MMT利許第05-K116-1号) (承認番号)5都市基街都第96号、令和5年6月14日



この地図は、東京都松率の承認を受けて、東京都稲尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)(MMT利許第05-K116-1号) (承認番号)5都市基別都第96号、令和5年6月14日

(4)都市計画駐車場の変更(素案) ③第29号池袋西口駐車場(抜粋)

名称 第29号 池袋西口駐車場

位置 豊島区西池袋一丁目地内

面積約0.93ha

構造·階層 地下5層(地下1·2·3·4·5階部分)

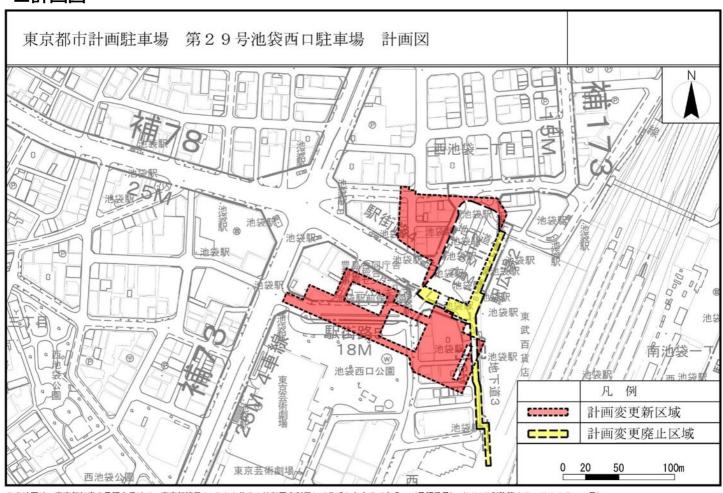
備考 駐車場台数約160台、出入口2箇所

理由 交通結節機能の集約化を図り、駅とまちが一体となった快適性、回遊性の高い都市空間 を創出するため変更する。

変更概要

- 1.区域の変更 計画図のとおり
- 2. 面積の変更 約0.57ha → 約0.93ha
- 3. 構造・階層の変更 地下2~3層 → 地下5層

■計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)(MMT利許第05-K116-1号) (承認番号)5都市基街都第96号、令和5年6月14日

7. 都市計画決定後の想定事業スケジュール

年 度 ———	R6 2024 都市計画決定	R7 2025 組合設立	R8 2026 椎 利変	202	97~ 地区南侧	~	R16 2034 B 棟	R17 2035 地 区北	~	R22 2040 A 棟	~	R2 20
事業目標		(池袋駅西口地区)・	権利変換計画認可	池袋駅西口地区	地区南側エリアの解体・新築工事	⇒	(高層部)・C棟竣工	地区北側エリアの解体・新築工事	⇒	A棟・交通広場竣工		
		事業計画認可		池袋駅直上西地区	解体・着手		=	⇒		B棟(低層部)竣工		

